

保証限度額の確認書

(創業等関連保証制度用)

(あて先)

京都信用保証協会

金融機関名

代表者名 _____ ⑩
(確認者)

申込人 _____ 様の保証限度額の確認については、申込人より徴求致しました添付の確認資料を精査のうえ下記の通り行いました。

記

1 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合(会社を設立して新たに事業を開始する場合を含む。)

自己資金(_____ 千円) - 借入金(_____ 千円) = 保証限度額(_____ 千円)

(1) 自己資金

次のうち、当該創業予定の事業に充てるために用意したもので、申込人名義のものに限る。

ア 普通預金、定期預金等残高の証明ができるもの(6か月前より保有しているものに限る。)

イ 有価証券に一定の評価率を乗じたもの

ウ 敷金及び入居保証金

エ 申込前に導入した当該事業用設備(不動産を除く。)

オ その他客観的に評価が可能な資産(不動産を除く。)

(注1: 郵便貯金、MMF等預金に類するものを含む。)

(注2: 有価証券とは、上場株式、国債、地方債、社債、金融債等の客観的に評価が可能なもの)

(注3: 相続、近親者からの贈与等客観的証明書類により自己資金の形成過程の正当性を証明できないものは、原則として除く。)

(注4: 会社設立予定の場合、資本金及び出資金も自己資金に合算可。)

(2) 借入金

ア 住宅ローン、設備資金等長期返済を前提としたものは、年間返済予定額の2年分

イ アに該当しないものは、当該借入金全額

(注5: ここにいう長期返済とは、残存返済期間が2年以上のものをいう。)

(注6: 申込人が申込前既に開業準備資金として借り入れたものを含む。)

(3) 確認資料

① 普通預金にあつては、預金通帳(照合表)等で預金残高推移がわかるもの

② 定期預金にあつては、預入日、満期日が表示された証書及び預金残高推移がわかるもの

③ 有価証券にあつては、取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの

④ 敷金及び入居保証金にあつては、賃貸借契約書、預り証等の差入金額の確認ができるもの

⑤ 事業用設備にあつては、領収書等当該事業用設備導入のために支出した金額の確認できるもの

⑥ 資本金又は出資金にあつては、株式払込金保管証明書又は出資払込金保管証明書

⑦ 上記①から⑥に掲げる自己資金以外の自己資金については、当該金額が確認できる客観的証明書類

⑧ 借入金にあつては、返済予定表又は借入金残高のわかるもの、借入の始期及び終期がわかるもの

2 事業開始後(会社設立後)6か月未満の場合

資産(_____ 千円) - 負債(_____ 千円) = 保証限度額(_____ 千円)

※2の資産は、預金・不動産・有価証券等で法人の場合、代表者のものを合算可。
確認資料は1-(3)に同じ。